仕　　様　　書

1 件名

令和5年度次亜塩素酸ソーダ（低食塩）ほか1点概算買入

2 明細

今回購入する次亜塩素酸ソーダ（低食塩）ほか1点については、次のとおりとする。

品　　名	形 状・寸 法	数　　量 （概 算）	備考
次亜塩素酸ソーダ （低食塩）	塩分（Ｎａｃｌ）濃度 4%以下 塩素分（Ｃｌ）濃度 12%以上 ２ｔ車タンクローリー搬入	ｋｇ 12,200	
	塩分（Ｎａｃｌ）濃度 4%以下 塩素分（Ｃｌ）濃度 12%以上 ポリ容器にて15～20L程度に小分けしたものを搬入	ｋｇ 6,300	
ＰＡＣ (ﾎﾟﾘ塩化ｱﾙﾐﾆｳﾑ)	酸化アルミニウム（Ａｌ２Ｏ３） 10.0～11.0%液体 ＪＩＳ　K1475-1996 規格品 ２ｔ車タンクローリー搬入	ｋｇ 7,500	
	酸化アルミニウム（Ａｌ２Ｏ３） 10.0～11.0%液体 ＪＩＳ　K1475-1996 規格品 ポリ容器にて15～20L程度に小分けしたものを搬入	ｋｇ 7,500	

3 納入期間

令和5年4月１日より令和6年3月31日まで

4 納入場所及び同担当者

地方独立行政法人　天王寺動物園

住所：大阪市天王寺区茶臼山町１－１０８

℡ 06-6771-2151　　担当：棚田

5 特記事項

(1) 納入については、別添の特記仕様書のとおりとする。また、担当者と十分打ち合わせを行うこと。

(2) 見積りに当たっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は見積もり前に本法人職員に問いただしておくこと。

(3) 契約後は、本法人の解釈に従い、一切の異議は認めない。

(4) 契約締結後、すみやかに事業担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。

(付則)

本契約は概算契約であり、契約金額の確定は納入期限において実納入数量に契約時の単価を乗じて行うものとする。

次亜塩素酸ソーダ（低食塩）及びＰＡＣ（ポリ塩化アルミニウム）の納品に関する特記仕様書

（納品場所）

1　次亜塩素酸ソーダの納品場所は、天王寺動物園内のバードケージ舎裏、カバ舎機械室、カバ舎井戸横、ペンギン・アシカ舎機械室の4か所とし、ＰＡＣの納品場所はカバ舎機械室、カバ舎井戸横、ペンギン・アシカ舎ポンプ室の3か所とする。

（納品車両）

2　納品に際しては2t車タンクローリーまたは4t以下のトラックによることとする。

（納品時間）

3　天王寺動物園の開園日には午前8時から午前9時30分とし、閉園日には午前9時から午後4時までとする。

（納品量）

4　タンクローリーによる次亜塩素酸ソーダの1回の納品量は1,200kg程度とし、ＰＡＣの1回の納品量は1,000kg程度とするが、ポリ缶での納入も含めて、各納品場所の使用量により発注量は変動するので、詳細は本法人職員の指示のとおりとする。

（納品方法）

5　本法人職員より納品場所、納品量及び納品時間を指示するので、指示どおり納品すること。また、納品に際しては、計量証明書を提出するこ

（別紙）

暴力団等の排除に関する特記仕様書

地方独立行政法人天王寺動物園（以下「発注者」という。）が締結する契約等から暴力団を排除する措置については、「大阪市暴力団排除条例」（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）、「大阪市暴力団排除条例施行規則」及び「大阪市契約関係暴力団排除措置要綱」（以下「要綱」という。）に準拠し、大阪市と同様の措置を講じる。

１　暴力団等の排除について

（１）受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

（２）受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

（３）受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る発注者監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

（４）受注者及び下請負人等が、正当な理由なく委託者に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び地方独立行政法人天王寺動物園競争入札参加停止措置要綱及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

（５）受注者は第3号に定める報告及び届出により、発注者及び大阪市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

（６）発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

２　誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の地方独立行政天王寺動物園総務課（連絡先：06-6771-2150）に報告しなければならない。

個人情報等の保護に関する特記仕様書

この契約の履行にあたって個人情報は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、適切に取り扱わなければならない。